

犯罪多発注意報 発令通知内容

発令者 滋賀県警察本部長(「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議)

発令対象種別 子ども対象犯罪()多発注意報
女性対象犯罪()多発注意報
高齢者対象犯罪(振り込め詐欺)多発注意報
その他犯罪()多発注意報

発令期間 平成24年2月9日(木)から平成24年2月18日(土)まで

発令地域 県内全域
地域指定
大津地域 南部地域 甲賀地域
東近江地域 湖東地域 湖北地域
高島地域

県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、愛荘町、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

振り込め詐欺認知状況

日時 平成24年2月5日 ~ 同月9日までの間 (通知時現在)

件数 現在までの認知件数 38件 (既遂未遂の認知総計)

地域 南部地域(草津・栗東)、高島地域、大津地域、東近江地域(近江八幡)

対象 60歳以上

手口 ・息子を騙る。

・「インフルエンザ(風邪)にかかった。声が変わった。」

・「携帯を変えた。落とした。携帯代がほしい。」

・「浮気相手に子どもができたのでおめでとう。」

・「示談金が必要になったのでお金を振り込んでほしい。」

過去には「おかゆの作り方をおしえてほしい。同窓会の案内が来ていないか。」等という身近な話題を切り口として、お金の話に展開していく事案も発生しています。

「携帯を変えた」 詐欺専用携帯電話に登録変更させるため。
ばれていないか(信じたか)どうかを探るため。

「インフルエンザ」 動けないことを理由に振り込ませるため。
声が違うのをごまかすため。

発令時の措置

一般的措置

推進事項	推進内容	主な実施主体
広報活動	・新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを通じた広報	県、市町、警察等
	・広報誌、機関誌、有線放送、ホームページ、掲示板等の媒体を活用した広報	県、市町、警察、関係機関団体、事業者等
	・メール配信等による防犯ネットワークを活用した情報発信	県、市町、警察、関係機関団体、事業者等
啓発活動	・標旗、横断幕、懸垂幕等の掲出	県、市町、警察、関係機関団体、事業者等
	・啓発ポスターの掲示、啓発チラシ等の配布	県、市町、警察、関係機関団体、事業者、ボランティア等
	・街頭啓発活動 ・各地域の各種会合、施設内・職場等における啓発活動	県、市町、警察、関係機関団体、事業者、ボランティア等
取締り・警戒活動	・行為者特定による指導・警告・検挙活動	警察
	・危険地域（箇所）の点検および警戒活動	県、市町、警察、教育委員会・学校、事業者、ボランティア等
自主防犯活動	・被害防止のための防犯教育（教室）・訓練の実施	警察、教育委員会・学校、事業者等
	・防犯カメラ等防犯機器の整備状況の確認および設置に向けた取組	県、市町、警察、関係機関団体、事業者等
	・防犯グッズの普及促進 ・防犯設備・体制等の整備・充実	
	・防犯ボランティアとの連携による広報・啓発・警戒活動	県、市町、警察、関係機関団体、事業者、ボランティア等

被害対象別措置

対象	推進内容	主な実施主体
子ども	・登下校時の見守り活動、パトロール活動	市町、警察、関係機関団体、ボランティア等
	・子ども、保護者等に対する啓発活動・注意喚起	
	・被害防止教育（教室）・訓練の実施	警察、教育委員会・学校、ボランティア等
女性	・夜間パトロール活動	県、市町、警察、事業者、ボランティア等
	・職域における被害防止教養・訓練	警察、関係機関団体、事業者等
	・女性に対する啓発活動・注意喚起	県、市町、警察、関係機関団体、事業者、ボランティア等
高齢者	・高齢者に対する啓発活動・注意喚起	県、市町、警察、関係機関団体、ボランティア等
	・各種会合等における被害防止教室	
	・個別訪問や各種会合等における啓発活動・注意喚起	警察、ボランティア等